公益財団法人埼玉県スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 公益財団法人埼玉県スポーツ協会(以下「本会」という。)は、埼玉県のスポーツの振興・発展に貢献し、その功績が顕著な者及びスポーツ界で優秀な成績を収め、県民の模範として相応しい個人又は団体に対し、その栄誉を称えることにより、本県スポーツの振興と競技力の向上並びに郷土意識の高揚を図ることを目的に表彰等に関する必要な事項を定める。

(表彰の名称及び種類)

- 第2条 この表彰は埼玉県スポーツ賞という。
- 2 表彰の種類は次の各号のとおりとする。
 - (1) 功労賞
 - (2) 優秀選手賞
 - (3) 栄光賞
 - (4) 会長特別賞
 - (5) 奨励賞
 - (6) 感謝状
 - (7) 特別表彰

(表彰者)

第3条 表彰は本会会長(以下「会長」という。)が行うものとする。

(選考基準)

- 第4条 本規程第2条各号の選考基準は、次のとおりとする。
 - (1) 功労賞は、次のアからエのいずれかに該当する者で、これまでに功労賞の表彰を受けていない者とする。
 - ア 本県スポーツの振興に著しく貢献のあった者
 - イ 長年にわたり本県スポーツの指導に精励し著しい功績があり、他の模範である 者
 - ウ 地域のスポーツの普及・発展に寄与している者
 - エ 加盟団体及び関係団体の発展に貢献した者
 - (2) 優秀選手賞は、一般及び中学生・高校生の選手又は団体の中から、次のアからエのいずれかに該当する者とする。
 - ア オリンピック大会、パラリンピック大会、世界選手権大会において8位以内に 入賞した選手又は団体及び団体の一員として参加した選手。
 - イ その他の国際大会(本会が認めた数カ国以上参加した大会をいう。)において、 3位までに入賞した選手又は団体及び団体の一員として参加した選手。
 - ウ 日本記録及び日本タイ記録を樹立した選手又は団体及び団体の一員として参加した選手
 - エ 全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、各競技における全日本選手権大会において、優勝及び準優勝並びに3位入賞した選手又は団体。但し、その他の全国大会(国民体育大会を除く他、本会が認めた全国規模をもって実施され

る大会を含む。) は優勝した選手又は団体とする。

(3) 栄光賞は、当該年度の優秀選手賞該当者の中から、特に傑出した競技成績、成果を収めた団体又は選手に次のアまたはイの賞を授与する。

ア 栄光旗

優秀選手賞のうち、国際競技会及び国内競技会において、特に傑出した競技成績、成果を収めた団体。

イ 栄光楯

上記アに準ずる競技成績、成果を収めた選手又は団体。

- (4) 会長特別賞は、本会が認めた世界大会等で日本を代表して特に顕著な活躍をした本県所属(現在の本会加盟競技団体及び関係団体登録者をいう。)及び本県ゆかり(過去に本県代表として全国大会に出場した者で本会加盟競技団体が認めた者をいう。)の選手、監督、コーチ等(正式エントリーメンバー)。
- (5) 奨励賞は、埼玉県内の小学校に在籍する児童で、公益財団法人日本スポーツ協会 加盟の中央競技団体が主催する全国的競技大会に出場し優勝した者並びに、国際連盟が主催する国際大会で8位までに入賞した者。
- (6) 感謝状は、本会のスポーツ振興事業に顕著な支援及び協力をした個人または団体。
- (7) 特別表彰は、本会の各種事業等において表彰等を行うもので、それに必要な要項等は理事会において別に定めるものとする。

(受賞候補者の推薦)

- 第5条 受賞候補者の推薦は、次の各号にあげる者において表彰に値すると認める個人 または団体があるときは、その事績を精査し会長に対して行うものとする。
 - (1) 功労賞は、本会加盟団体の長及び関係団体の長並びに本会顕彰委員会委員長。
 - (2) 優秀選手賞は、本会加盟競技団体の長及び埼玉県高等学校体育連盟の長並びに埼玉県中学校体育連盟の長、障害スポーツ協会の長。
 - (3) 会長特別賞及び奨励賞は、本会顕彰委員会委員長。
 - (4) 感謝状は、本会総務委員会委員長。
- 2 受賞候補者の推薦は、別に定める推薦要項によるものとする。
- 3 受賞候補者のうち、優秀選手賞の推薦の対象となる大会の期間は、前年度の2月1日から当該年度1月31日までとする。但し、冬季競技については選考委員会の1週間前までとする。

(受賞者の選考)

第6条 受賞者の選考は、選考委員会が行い本会理事会に報告するものとする。但し、 特別表彰を除く。

(欠格事項)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当するものは、表彰を受けることができない。
 - (1) 刑事事件に関し、現に起訴されている者または刑に処された者(刑の消滅した者を除く。)であるとき。
 - (2) その他表彰することが適当でないと認められるとき。

(表彰の時期及び方法)

第8条 表彰は、当該年度末に行うものとする。ただし、会長特別賞並びに奨励賞は適

宜行うことができる。

- 2 表彰は、賞状を授与するほか、金品を加授することができる。 (規程の変更)
- 第9条 この規程の変更は、本会理事会の同意を得なければならない。

附則

- この規程は、昭和 45 年 12 年 7 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成元年 10 月 27 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成4年12月16日から施行する。 附 則
- この規程は、平成7年8月9日から施行する。 附 則
- この規程は、平成9年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成12年9月20日から施行する。 附 則
- この規程は、平成23年2月17日から施行する。 附 則
- この規程は、平成23年7月25日から施行する。 附 則
- この規程は、平成24年9月7日から施行する。 附 則
- この規程は、令和元年9月3日から施行する。 附 則
- この規程は、令和元年12月18日から施行する。